



平成 21 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 西 松 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 橋 直
(コード番号 1820 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 佐 々 木 順
(TEL 03-3502-0232)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当社の取引先である栄泉不動産株式会社が、平成21年1月29日付で大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権についての取立不能又は取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 商 号 | 栄泉不動産株式会社 |
| (2) 所 在 地 | 大阪府大阪市中央区高麗橋4丁目1番1号 |
| (3) 代 表 者 | 元原 幹夫 |
| (4) 資 本 金 | 1,000 百万円 |
| (5) 事 業 の 内 容 | 不動産事業 |

2. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| (1) 債権の種類及び金額 | |
| 工事債権等 | 1,816 百万円 |
| (2) 最近事業年度末日(平成20年3月31日)の純資産に対する割合 | |
| 1.1% | 純資産(163,692 百万円) |

3. 今後の見通し

当社は、栄泉不動産株式会社に対する未引渡しの工事物件(1件)について、所有権もしくは商事留置権を行使するなど、上記債権の保全回収に努めております。

今後、回収の可能性を精査し、業績予想に変更等が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上